

## 登録票書換え交付申請

登録票（許可証）の記載事項に変更があった場合には、次の書類を添えて書換え交付申請を行うことができます。

- ①登録票（許可証）書換え交付申請書（規則第11条の2別記第12号様式）
- ②登録票若しくは許可証
- ③変更事項を証する書類

（提出部数及び手数料）

令和2年4月1日現在

| 業種      | 提出部数 | 手数料        |
|---------|------|------------|
| 製造（輸入）業 | 1部   | 2,600円（現金） |
| 毒物劇物販売業 | 1部   | 2,400円（現金） |
| 特定毒物研究者 | 1部   | 無料         |

- （1）住居表示変更に伴う書換え交付申請の場合は無料です。
- （2）店舗、製造所、営業所（研究所を除く）の移転に伴う所在地変更及び営業者、研究者の変更の場合は新規の登録（許可）申請が必要です。

登録票(許可証)書換え交付申請書の記載上の留意点は次のとおり。

- (1) 登録番号及び登録年月日は、登録票と照合し正確に記載すること。  
登録年月日は、登録票に記載されている有効期間の始期年月日であること。
- (2) 製造所(営業所、店舗、研究所)の所在地及び名称欄には、変更後の所在地及び名称を記載すること。
- (3) 変更内容の事項欄には、変更があった住所(法人にあっては本社住所)、氏名(法人にあってはその名称)、所在地の住居表示、製造所(営業所、店舗、研究所)の名称を具体的に記載すること。
- (4) 変更年月日は、現に変更があった日を記載すること。
- (5) 申請年月日は、提出日を記載すること。
- (6) 住所及び氏名は、変更後の住所及び名称を記載すること。

## 2. 変更事項を証する書類

- (1) 氏名変更の場合には、戸籍謄本若しくは抄本。
- (2) 法人の名称又は主たる事務所の所在地の変更の場合には、登記事項証明書。
- (3) 住居表示変更の場合には、市区町村長が発行する住居表示変更証明書。

## 3. その他の留意事項

- (1) 登録(許可)申請時に住所・氏名等を誤って申請し、後日これらの事項を訂正するために書換え交付申請を行う場合は、申請に誤りがあった旨の理由書を添付すること。
- (2) 毒物劇物販売業にあっては、変更届と書換え交付申請を同時に行う場合には、書換え交付申請に必要な書類を添付することにより、変更届は省略できる。